

(第23号様式)

他の公的年金との重複期間に関する届

住 所											
議 員 氏 名											
基 礎 年 金 番 号					—						
他の公的年金加入の有無	有					無					

○他の公的年金との重複加入が有の場合、年金制度の名称と重複期間を下欄に記入

1. 平成15年3月31日以前の重複期間(但し昭和49年9月1日以後の期間に限る)

年金制度の名称	重 複 期 間									
	昭和	・	平成	年	月	日	～	年	月	日
				年	月	日	～	年	月	日
				年	月	日	～	年	月	日
				年	月	日	～	年	月	日
重 複 期 間 合 計				年	月		=	年	(端月数切捨)	

2. 平成15年4月1日以後の重複期間

年金制度の名称	重 複 期 間									
	平成			年	月	日	～	年	月	日
				年	月	日	～	年	月	日
				年	月	日	～	年	月	日
				年	月	日	～	年	月	日
重 複 期 間 合 計				年	月		=	年	(端月数切捨)	

上記のとおり届けます。

年 月 日

届出者氏名

Ⓜ

都道府県議会議員共済会会長 殿

(裏面注意)

(注意)

- (1) この届出は都道府県議会議員在職12年以上の者が退職(死亡退職を含む)した場合、他の公的年金制度加入の有無にかかわらず提出します。
- (2) 重複期間確認のため他の公的年金制度加入の有無にかかわらず、基礎年金番号を記入します。
- (3) 重複の対象となる者は、昭和49年9月1日以後の議員在職期間と他の公的年金制度に加入している期間とが重複している退職者(死亡退職を含む)です。
- (4) 重複期間があるため年金額が調整される他の公的年金制度は、次に掲げる法律に基づく年金制度です(施行令第69条第1項)。
 - 厚生年金保険法
 - 国の新法(旧公共企業体職員等共済組合)
 - 法(第9章の2に限る)(旧地方団体関係団体職員共済組合)
 - 私立学校教職員共済法(日本私立学校振興・共済事業団)
 - 旧農林共済法(平成13年統合法附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法をいう)
 - 旧船員保険法
- (5) 平成15年3月31日以前の重複期間と平成15年4月1日以後の重複期間を有する場合は、各々の欄に分けて記入します。
- (6) 重複期間に1年未満の端月数があるときは、これを切り捨てます(施行令第69号第4項)。但し、平成15年3月以前と平成15年4月以降の各期間における端数の和が12月を超える場合は、平成15年3月31日以前の重複期間に加えます(施行令附則第13条第2項)。